平成２１年（家）第４０５０号
茨城県石岡市三村2115番地２
申立人　片岡　利信
本籍茨城県土浦市富士崎１丁目152番地の２、最後の住所不明、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成８年12月21日、出生の場所茨城県土浦市、出生年月日昭和19年６月20日、職業不明
被相続人　亡　菊池　幸男
茨城県石岡市三村1899番地
相続財産管理人　司法書士　片岡　一哉
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２１年（家）第９５６号
三重県志摩市磯部町築地1630番地
申立人　北村　友彦
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所群馬県安中市松井田町松井田136番地１、死亡の場所群馬県安中市、死亡年月日平成21年１月13日、出生の場所東京府荏原郡目黒町、出生年月日大正15年２月10日、職業不詳
被相続人　亡　北村　カネ
群馬県高崎市金古町1903番地22
相続財産管理人　司法書士　松本　紀佳
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２１年（家）第７１６９８号
東京都中央区八重洲２丁目６番17号
申立人　東京信用保証協会
本籍東京都葛飾区東四つ木３丁目305番地、最後の住所東京都葛飾区四つ木５丁目９番19号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日平成18年４月21日、出生の場所東京府東京市江戸川区逆井１丁目57番地、出生年月日昭和12年10月２日、職業不詳
被相続人　亡　小室江り子
事務所東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大室　幸子（登録姓　竹中）
東京家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、生死不明者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第３６３号
福島県福島市杉妻町２―16
申立人　福島県知事　佐藤　雄平
本籍福島県須賀川市小中字志茂50番地、最後の所在中国吉林省新京市
今次戦争による生死不明者　内山　静子
昭和８年10月13日生
公示催告期間満了日　平成22年８月31日
福島家庭裁判所

平成２１年（家）第３６４号
福島県福島市杉妻町２―16
申立人　福島県知事　佐藤　雄平
本籍福島県須賀川市小中字志茂50番地、最後の所在中国吉林省新京市
今次戦争による生死不明者　内山　淑子
昭和14年７月６日生
公示催告期間満了日　平成22年８月31日
福島家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第８８１号
鹿児島県鹿児島市犬迫町509番地
債務者　株式会社河頭組
代表者代表取締役　下入佐　聰
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上釜　明大
4　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年３月24日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０４８号
広島市安佐北区落合１丁目４番７号
債務者　株式会社かなえ
代表者代表取締役　吉浦　　功
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　喜久
4　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第８１２号
埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1220号、前住所埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1111号
債務者　大山　　喬
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７５号
群馬県高崎市浜尻町727番地
債務者　新井　喜久
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２１８号
茨城県土浦市手野町4534番地
債務者　松海　知美（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８１３号
愛媛県伊予市下三谷1878番地１
債務者　髙橋　昭男
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８２号
鹿児島県西之表市西之表7229番地１
債務者　上村喜久男
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
金沢市有松５丁目５番30号　プラドールＮＯＶＡ　Ｂ棟201号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町５丁目８番36号
債務者　岸　　健治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
金沢地方裁判所